

納税証明書の発行手続について

1 留意点

- ・補助金交付申請者の納税証明書を添付してください。

具体的には、下記のとおりです。

①申請者が「大学」の場合

(例) ○○大学法人 …… 理事長 ○○ ○○

○○大学法人 …… 学部長 ○○ ○○

→「法人」の納税証明書を提出

②申請者が「研究室」の場合

(例) ○○大学法人 …… ○○研究室 代表 ○○ ○○

→「代表」個人の納税証明書を提出

- ・納税証明書の発行場所は、**宮城県内の県税事務所**です。
※ただし、申請者の住所が宮城県外である場合は、その住所の都道府県税事務所において、納税証明書を発行してください。
- ・証明事項は「**すべての県税に未納がないこと**」です。
- ・申請日以前3か月以内に発行されたもので、原本に限ります。(コピー不可)

2 県税事務所での手続き (申請者の住所が宮城県内の場合)

- ・県税事務所の窓口又は郵送にて交付申請を行ってください。
- ・納税証明書交付申請書は、県税事務所の窓口にて備え付けの申請用紙又は、宮城県税務課ホームページよりダウンロードしたものをご使用ください。(様式は、「**一般用**」をダウンロードしてください。)
- ・納税証明書の申請方法についての詳細については、宮城県税務課の下記ホームページを参照願います。

納税証明書交付に関する様式等について

URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/download-syoumei.html>